

社会福祉法人いのかわ会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第8条に基づき、役員報酬について定めたものである。

(報酬の種類)

第2条 役員報酬は、次のとおりとする。

一 日 当 二 交通費 三 出張費

- 1 この規程において日当とは、役員会及び理事長が招集する会議等に参加した場合に1日3,333円(税金333円を含む)を支給する。
- 2 この規程において交通費とは、役員会及び理事長が招集する会議等に参加した場合に1日1,000円を支給する。
- 3 この規程において出張費とは、各種の会議・役員研修等法人のために参加した場合に交通費・宿泊費・食卓費及びその他の必要経費を支給する。

(報酬の支払い方法)

第3条 役員報酬は、直接役員にその全額を現金で支給する。ただし、職員であり役員である場合は、役員報酬を支給しない。

(出張費の支給)

第4条 出張のための移動は、目的地までは最短経路を使用することを原則とする。その経路及び交通手段は理事長の定めるところによる。

- 2 各交通手段による交通費は次のとおりとする。
 - 一 公用車を使用した場合は交通費を支給しない。ただし、役員を立て替え払いによる経費(燃料の補給等)は、その実費を支給する。
 - 二 自家用車を使用した場合は、移動1Kmあたり一律28円を支給する。なお、全経路を通算して計算する。また、1Km未満は切り捨てとする。
 - 三 第1号及び第2号の場合に、有料道路の通行を利用した時は、その実費を支給する。
 - 四 公共の交通機関(JR・私鉄・地下鉄・バス・飛行機・船舶その他)を利用した場合は、その実費を支給する。タクシーの使用は原則的には認めない。しかし、理事長が必要性を認めた時は、その実費を支給する。
 - 五 基本の乗車運賃のほか別途請求を受ける特急料金・指定座席料その他、理事長が必要性を認めた時は、その実費を支給する。
 - 六 出張に伴う駐車料金は、原則的には認めない。しかし、理事長が必要性を認めた時は、その実費を支給する。

(宿泊費の支給)

第5条 出張が2日以上にわたり、宿泊が必要となる場合には、宿泊費は以下のとおりを支給する。なお、甲地方とは、政令指定都市及びこれに準ずる地域をいい、乙地方とは、甲地方以外の地方とする。

区 分	役 員
出張の目的地が甲地方の場合	13,100 円
出張の目的地が乙地方の場合	11,800 円

(二重請求の禁止)

第6条 交通費・宿泊費・食卓料及び日当を請求する際、その出張に関して事前に手続き済み（申し込み済み）で、すでに精算がすすんでいるものについては、その請求を認めない。

(改 正)

第7条 この規程の改正は理事会の議決により行う。

(付 則)

この規程は平成24年4月21日から施行する。